⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア～テ　（略）

ト　フィターゼ（その２の⑸）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

⑶・⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋓　（略）

㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからトまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

㋕～㋙　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～７　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑽　（略）

⑾　フィターゼ

フィターゼ（その１）　（略）

フィターゼ（その２の⑴）　（略）

フィターゼ（その２の⑵）　（略）

フィターゼ（その２の⑶）　（略）

フィターゼ（その２の⑷）　（略）

フィターゼ（その２の⑸）

ア　製造用原体

㋐　成分規格

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、１ｇ中に5,000フィチン酸分解力単位以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、黄褐色の液体である。

②　本品の水溶液（１→100）のpHは、3.5～6.0である。

③　本品は、pH3.5～5.5において最大の酵素活性を有する。

純度試験

①　鉛　本品2.0ｇ（1.95～2.04ｇ）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、５μg／ｇ以下でなければならない。

②　ヒ素　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験②を準用する。

③　抗菌活性　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験③を準用する。

強熱残分　5.0％以下（0.5ｇ）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。

試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑴）製造用原体の試料溶液の調製を準用する。

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア～テ　（略）

（新設）

⑶・⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋓　（略）

㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからテまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

㋕～㋙　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～７　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑽　（略）

⑾　フィターゼ

フィターゼ（その１）　（略）

フィターゼ（その２の⑴）　（略）

フィターゼ（その２の⑵）　（略）

フィターゼ（その２の⑶）　（略）

フィターゼ（その２の⑷）　（略）

（新設）